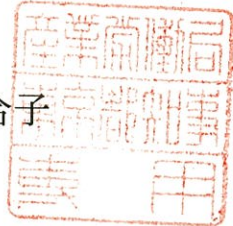


令和3年3月18日

一般社団法人日本経済団体連合会

会長 中西 宏明 様

東京都知事 小池 百合子



テレワークの取組について（要請）

本日、緊急事態宣言の解除が決定され、これからは段階的緩和期間に移行する中、感染症の状況を踏まえると、徹底した感染対策を引き続き行うことが必要となっています。このため、事業者の皆様においては、「出勤者数の7割削減」に向けて、人流の抑制と経済活動の両立に有効なテレワークについて、「週3日・社員の6割以上」の実施にご協力いただくとともに、終日のテレワークが難しい職場では、半日・時間単位の「テレハーフ」や時差出勤の活用などを進めていただくようお願いいたします。

都においては、身近な民間サテライトオフィスを利用料割引等の特典をつけて提供するキャンペーンや、テレワークを導入する際の様々な課題について、知見のある専門家に無料で相談できる「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」を引き続き実施しておりますので、是非、ご利用ください。

なお、「TOKYOテレワークアプリ」では、サテライトオフィス利用キャンペーンや、様々な業種におけるテレワーク導入事例の情報など、経営者や従業員の方がテレワークを進める上で有用な情報を発信していますので、こちらも併せてご活用ください。

貴団体の加盟企業・団体等に、テレワークの取組を働きかけていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 都 3 県における取組

段階的緩和期間

3月22日～3月31日

4月1日～

県民・都民向け

●不要不急の外出自粛の要請

●営業時間の短縮要請

【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)

【区域】県内・都内全域

【協力金】4万円/日(一律)

●ガイドライン遵守の要請

●時短等の働きかけ(21時まで)

●ガイドライン遵守の要請

●開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和

【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内

【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きいほう

※収容率、上限人数のいずれか小さいほう

●時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

飲食店等

遊興施設等

イベント
開催

事業
者
向
け

感染状況や

医療提供体制等を

踏まえ、別途調整